

基発第0331034号
平成16年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

メンタルヘルス対策の推進の実施について

「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」の普及・定着を図るため、平成15年度より中央労働災害防止協会に「労働者等のメンタルヘルス対策の推進」事業の実施を委託していたところであるが、平成16年度より、独立行政法人労働者健康福祉機構で実施する「事業場外におけるメンタルヘルスに関する相談機能の強化」とあわせて、事業名を「メンタルヘルス対策の推進」と改めたところである。

については、中央労働災害防止協会への委託事業部分について「労働者等のメンタルヘルス対策の推進実施要綱」を別添のとおり改正し、同要綱に基づき、標記事業を実施することとしたので、了知されたい。

なお、本通達をもって平成15年3月31日付け基発第0331030号「労働者等のメンタルヘルス対策の推進の実施について」は、廃止する。

メンタルヘルス対策の推進実施要綱

1 目的

本事業は、事業場における心の健康づくり活動を支援し、「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」（以下「メンタルヘルス指針」という。）の普及・定着を図るとともに、労働者の自殺予防に必要な相談体制の整備、知識の普及・啓発を行うことを目的とする。

2 実施者

本事業は中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）に委託して実施する。

3 事業の内容

本事業の内容は次のとおりとする。

(1) メンタルヘルス指針、労働者の自殺予防に必要な知識の普及・啓発推進事業

メンタルヘルス指針、労働者の自殺予防に必要な知識の普及・定着を図るため、以下の事業を実施する。

ア 啓発・広報及び教育・研修事業

(ア) 啓発・広報事業

- a シンポジウムの開催
- b 啓発用パンフレットの作成

(イ) 教育・研修事業

- a 労働者、管理監督者及び事業場内産業保健スタッフ等に対する教育用テキストの作成
- b 労働者に対するセルフケア指導のための教育、管理監督者及び事業場内産業保健スタッフ等に対する教育の実施

イ メンタルヘルス指針推進モデル事業場の展開

各都道府県において、メンタルヘルスケアの推進に意欲があり、安全衛生活動について地域又は業界のリーダー的存在で、地域又はその業界への波及効果の望める事業場を「メンタルヘルス指針推進モデル事業場」として選定し、メンタルヘルス指針の内容に関する以下の対策の実施について指導を行う。

(ア) 心の健康づくり計画の作成等

事業場の心の健康づくりに関する職場の実態とその問題点を明確にし、「心の健康づくり計画」を策定する。

(イ) 労働者からの相談体制の整備等

社内研修の実施、労働者からの相談体制の整備及び職場環境等の改善等を図る。

なお、社内研修の実施、相談体制の整備に当たっては、都道府県産業保健推進センター等と提携し、産業保健相談員（メンタルヘルス）等の活用を図ること。

ウ 心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援事業

心の健康問題で休業した労働者が、円滑に職場に復帰し業務が継続できるようにするための事業場向けプログラムを作成し、その周知を図る。

エ 職場におけるストレス対処マニュアル作成事業

職場におけるストレスの現状や問題点の把握、予防方法や指導方法、ストレスの低減を図る手法等について調査研究を行い、マニュアルの策定を行う。

(2) 産業保健・地域保健連携推進事業

都道府県ごとに、産業保健と精神保健福祉センター、精神医療機関等の地域保健の医療関係機関の機能と役割を有機的に連携させ、職場のメンタルヘルスケアの円滑な推進に資することを目的に「メンタルヘルス対策推進連絡会議」を開催する。

4 産業保健と地域保健の連携

本事業の実施に当たっては、産業保健機関と地域保健機関との連携に留意するものとする。